

答申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和５年１２月１５日５南筑保第３７６３号－２で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件文書」という。）は、福岡県南筑後保健福祉環境事務所が作成した、平成２９年度から令和４年度までの６年分の立入検査実施計画書である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書を作成しておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成１３年福岡県条例第５号。以下「条例」という。）第１１条第２項の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和５年１２月１日付けで、実施機関に対し、条例第６条第１項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、令和５年１２月１５日付けで、本件請求に対し、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和５年１２月２７日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和６年７月２３日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書における審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件決定の理由を本件文書の不存在としているが、福岡県監視指導課発行の産業廃棄物監視指導マニュアル（以下「監視指導マニュアル」

という。)では、保健福祉環境事務所長は、立入検査年間計画作成要領に基づき、年度当初に当該年度に実施する立入検査の実施計画を作成し、毎年4月30日までに監視指導課長に提出するものとされており、平成26年度から平成28年度までの立入検査実施計画書については実施機関により作成され、開示されている。

(2) 監視指導マニュアルには、産業廃棄物の立入検査及び行政指導等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に即した厳格かつ公平な運用を図るためには、その目安が必要となると規定しているが、実施機関では本件文書が作成されていない。

(3) 監視指導マニュアルには、次のとおり記載があるが、実施機関では明らかに間違った廃棄物行政の運営が行われている。

ア 不適正処理対策に係る内部規程やマニュアル等が整備されていない場合においては、現場対応が担当者の判断に左右される場面が多くなることや、加えて担当者に現場経験・知見が十分でない場合は、初期対応のミスが重大な結果に繋がることが懸念される。

イ 産業廃棄物に係る監視指導業務を行う職員は、これらのことに留意の上、通常の業務から不適正処理への対応まで、事案に応じたスムーズな処理、適時的確な立入検査等を期待するものである。

(4) 本件文書の存在を明らかにすることにより、適確な指導が行われているか等の確認が必要であるため、本件決定を取り消し、本件文書の開示を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、次のとおりである。

(1) 本件文書は作成しておらず、不存在であるため非開示とする。

(2) 審査請求人の主張は、行政運営に関するものであり、本件決定には関係がない。

(3) 実施機関における立入検査及び行政指導等については、立入検査等の現場対応を中心に、行政指導から行政処分までの一連の作業についての目安を取りまとめた、監視指導マニュアルを参考に実施している。

(4) 立入検査に当たっては、対象事案ごとの状況に応じた措置が必要なため、事業者の状況等を踏まえて実施しており、立入検査の結果、必要があれば適切な指導等を行い、産業廃棄物の適正処理の推進を図っている。

6 審査会の判断

(1) 本件文書の性格及び内容について

ア 立入検査について

廃棄物の適正な処理を確保するため、法第19条第1項では、都道府県知事等は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者等の事務所、事業場、廃棄物処理施設等のある土地又は建物に立ち入り、廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分又は廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は廃棄物を無償で収去させることができる旨を規定しており、実施機関では、当該規定に基づき、産業廃棄物処理業者等（以下「事業者等」という。）に対し、立入検査を実施している。

イ 立入検査に関する計画の作成について

立入検査を効果的に実施するため、監視指導マニュアルにおいて、保健福祉環境事務所長は、立入検査年間計画作成要領に基づき、年度当初に当該年度に実施する立入検査の実施計画（以下「立入検査実施計画書」という。）を作成し、毎年4月30日までに監視指導課長に提出するものとしている。

(2) 本件決定の妥当性等について

ア 本件文書の作成について

(ア) 実施機関が立入検査を実施するにあたっては、上記6(1)イのとおり、監視指導マニュアルにおいて、年度当初に立入検査実施計画書を作成するものとされている。

しかしながら、実施機関は、本件文書について、作成しておらず、不存在である旨主張している。

(イ) 実施機関によると、審査請求人が主張しているとおり、平成28年度までは立入検査実施計画書を作成していたものの、実際の立入検査は、各担当者が、前年度の実績や事業者等の廃棄物等の保管状況等を勘案し、実施場所の選定や実施回数を適宜調整の上実施しており、また、各担当者の立入検査の実施状況については実施機関内で共有して管轄区域内の事業者等へ適確に立入検査が実施されていることを確認していることから、立入検査を行う上で本件文書を作成しないことによる実務上の支障がないため、本件文書は作成していないとのことであった。

(ウ) また、監視指導マニュアルには、上記6(1)イのとおり「保健福祉環境事務所長は、年度当初に当該年度に実施する立入検査実施計画書を作成し、毎年4月30日までに監視指導課長に提出するものとする」旨が記載されているが、上記6(2)ア(イ)の方法により適確な立入検査

が実施されていることの確認ができており、本件文書を作成しないことによる実務上の支障も生じていないことから、提出先である監視指導課長から保健福祉環境事務所長に対し、本件文書の作成や提出を求めた事実はないとのことであった。

イ 監視指導マニュアルの性質について

当審査会が、実施機関に対し、監視指導マニュアルで作成することとされている文書を作成しておらず、マニュアルに沿った事務処理が行われていないことについて説明を求めたところ、実施機関では、法に則した厳格かつ公平な行政指導等の運用のために当該マニュアルを作成しているが、当該マニュアルは、立入検査等の現場対応を中心に、行政指導から行政処分までの一連の作業の「目安」を取りまとめたものであり、行政指導等について、法に則した厳格かつ公平な運用が担保できるのであれば、必ずしも当該マニュアルどおりの運用を求めるものではないとのことであった。

ウ 本件決定の妥当性について

(7) 実施機関の事務処理について

実施機関は、上記 6 (2) ア (イ) のとおり、本件文書については、実務上の支障がないため作成していないと説明しているが、自らが定めた監視指導マニュアルにおいて作成・提出を義務付けている本件文書が長年にわたり作成されず、かつ提出の確認も行われていなかったとは、俄かには信じがたい。

仮に、上記 6 (2) イにおける実施機関の説明のとおり、監視指導マニュアルが作業の「目安」に過ぎないとしても、当該マニュアルの規定と事務処理の実態に乖離が生じ、規定が形骸化しているのであれば、実施機関における事務処理の統一化を図るため、速やかに当該規定の改正等が行われるべきであり、長期間必要な手続が行われず放置されていたとすれば、事務の懈怠であると言わざるを得ない。

(イ) 妥当性の判断について

上記 6 (2) ウ (ア) のとおり、本件文書を実施機関が作成していないことについて、事務処理上の問題は認められるものの、本件文書を作成しておらず、存在しないとする実施機関の説明を覆すに足る事実は存せず、実施機関の行った本件決定は、妥当であると認められる。

7 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張をしているが、当該主張は、実施機関が行った

本件決定の妥当性を判断する機関である当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により「**１ 審査会の結論**」のとおり判断する。